

挟間史談会規約

- 一 この会を「挟間史談会」という
- 二 この会の事務局を当分の間、由布市陣屋の村歴史民族資料館内に置く
- 三 この会は県内各地の地方史研究者、研究団体と連絡を密にして、地方史(特に挟間に関する歴史)の研究を推進することを目的とする
- 四 この会は前項の目的を達成するため、左の事業を行う
 - 1 会誌(挟間史談会会誌)の発行
 - 2 研究会、講演会、実地調査等の開催
 - 3 文化財の調査 研究 保存
 - 4 その他本会の目的達成に必要な事業
- 五 この会は会の主旨に賛同し、規定の会費を納めるものを会員とする
- 六 この会は毎年一年に一回総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる
- 七 この会に左の役員をおく
 - 1 会長 一名
 - 2 幹事(事務局長) 一名
 - 3 委員 若干名
 - 4 会計 一名
 - 5 会計監査 一名
- 八 会長は委員会で推薦して総会の承認を求める
- 九 幹事は総会によって会員中より選出され、その任期は二年とする
- 十 この会の経費は、会費および寄付金等によってまかなう。会費は年額二千元とする
- 十一 規約の変更は総会の議決によってのみなされる
- 十二 この規約は、平成十五年四月二十日より、適用する